

令和3年9月7日招集

第6回若桜町議会定例会会議録

(令和3年9月8日)

若桜町議会事務局

令和3年第6回若桜町議会定例会（第2号）

招集年月日	令和3年9月8日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時20分			
応 招 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	前 住 孝 行
	2 番	青 木 一 憲	7 番	中 尾 理 明
	3 番	山 根 政 彦	8 番	山 本 晴 隆
	4 番	山 本 安 雄	9 番	川 上 守
	5 番	小 林 誠		
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	前 住 孝 行
	2 番	青 木 一 憲	7 番	中 尾 理 明
	3 番	山 根 政 彦	8 番	山 本 晴 隆
	4 番	山 本 安 雄	9 番	川 上 守
	5 番	小 林 誠		
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総 務 課 長	藤原 祐二	地域整備課長	竹本 英樹
	町民福祉課長	上川 恭子	農山村整備課長	中島 毅彦
	にぎわい創出 課長	川戸 康之	ふるさと創生課長	谷本 剛
	会計管理者	小林 貴之	税 務 課 長	前田 弥生

会議の顛末

本会議 一般質問（9月8日）

議長（川上守）

おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

一般質問を行います。順次質問を許します。7番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

おはようございます。日本共産党の中尾理明です。傍聴者の皆さん、早朝よりおいでくださいまして本当にありがとうございます。

9月3日、菅首相は突然、次期の自民党総裁選挙に出馬せず、任期満了で退くことを表明しました。私は、これは菅政権の後手後手の新型コロナウイルス対策、嘘とごまかしの政治に対する国民世論と運動が退陣に追い込んだものと考えます。次期総選挙での政権交代がいよいよ国民的な声、願いとなってきたと思うものです。

さて、現在、国の新型コロナウイルス対策は、政府分科会の専門家の提言が活かされず、医療崩壊の危機と言える深刻な事態を招いています。まさに救える命も救えず、毎日のように自宅で医療が受けられず、苦しみの中で亡くられる方が相次いでいます。少し前になりますが、BS Sテレビは報道特集で、「東京山王ひなた在宅クリニック」のT医師と看護師などスタッフが、必死の覚悟で、入院できず自宅療養を余儀なくされた方たちへの命を守ろうと苦闘する、壮絶な自宅療養の現場をクローズアップしました。

ある青年のことです。入院を希望していま

したが、それはかなわず、T医師が駆けつけ、早速、酸素濃縮装置を装着させた後、青年に対し毎日適時自宅を訪れ、手当をしながら励ましの声をかけ続けていました。また、T医師は、症状悪化を聞いてそれで駆けつけてきた母親に対し、「医師としてこのような重い病気の方の自宅診療は今まで想像もしなかった。とても現実と思えません。でも、一生頑張ります」と語りかけた瞬間は、胸にじんとききました。

同じ報道特集では、救急車を呼んでも入院先が決まらず、駆けつけた救急隊員がパルスオキシメーターで酸素飽和度を測定しながらやっと14時間後に入院できた事例も紹介していましたが、多くの自宅療養者が入院できず、尊い命を失っていると思うと悲しく憤りを禁じ得ません。

厚労省はいまだに、原則自宅療養の方針を撤回していません。自宅療養と言いながら自宅に放置されている感染者、家族が見捨てられるようなことはあってはなりません。国は国民の命を守ることを最優先に臨時医療施設の設置など、即効性ある対策に直ちに取り組むべきであります。

全国的に10歳代、10歳未満の子どもたちの感染が問題になっていますが、新学期を迎えた若桜学園の児童・生徒、わかさこども園の園児が安心安全な環境の中で学び遊べる必要があります。全ての町民が感染しない・させない取組が大事ですが、とりわけ新型コロナウイルスから子どもたちを守る、早目早目の我が町の対策を講じていただくことを求め、これより通告に従い、順次質問させていただきます。

最初の質問は国保税についてであります。その1つ、本年度国保税は5月17日開催の第3回臨時会で税条例が改正され、その後6月定例会で議決した補正予算で、国保特別会計歳入国保税は317万8千円減額されたところ。税条例の改正により資産割が賦課

されなくなり、加入世帯の多くが税の引き下げとなりましたが、一方で、歳入の減額となりました。

委員会で歳入減額分については、鳥取県がカバーされるとの課の説明がありましたが、改めてその内容を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

税条例改正により、資産割が賦課されなくなり、加入世帯の多くが税の引下げとなったことに伴う歳入減額分について、県がカバーすると説明がありましたが、改めてその内容を伺うとのご質問でございますが。

まずもって、5月14日の総務産業教育民生常任委員会においてご説明した内容を再度申し上げますと、本町のような小規模な保険者は、医療費が急激に増加した場合、財政が不安定になりやすい状況にありました。しかし、平成30年度の都道府県化開始以降、こうした医療費の急激な増加が生じた場合でも、給付に必要な経費については、鳥取県から保険給付等交付金として交付されるため、その財源となる保険税の引き上げを行う必要がなくなり、安定した運営を行うことが可能となっております。

こうした状況を踏まえ、「資産割の廃止に伴う歳入減額分について税率の引上げを行うことなく運営可能」ということを説明をさせていただきました。したがって、資産割を廃止する賦課方式の変更に伴う歳入減額分を鳥取県が補填することはございません。医療費の給付に伴う必要額を県が交付されるとそういう意味でございます。

都道府県化に伴う国保財政の仕組みを簡単に説明しますと、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額

市町村に対して支払うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理いたします。

また、市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付いたします。さらに、災害等による保険税の減免額が多額である場合や、市町村における保険事業を支援するなど、市町村に特別な事情がある場合には、その事情を考慮して支援をしていくという仕組みになっております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私も町長が言われること全て理解して聞いていたわけでないんですが、最後の部分で県への納付金だとか、特別の事情ということを話されましたので、その辺かなと思ったりするんですけど、私の勝手な解釈なんですけども、減額分については納付金が多少固定資産税分を差し引いたような形でのものになっておるんじゃないかとか、特別のやっぱり、市のほうは前々から資産割というのは外されていたと思うんですけども、町村段階で残っていたところがあったということで、このたび全部資産割がなくなったというふうに理解しておるんですけども、私の述べたことが間違っていたら指摘されていいんですけども、再度お尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

中尾議員からのご質問でございますけども、資産割については保険税の一本化に向けての対応でございますが、市については全部資産割ございませんが、町村については、東部地区はほぼほぼこれでなくなるんじゃないかな。ただ、まだ西部のほうはまだ若干残っており

ますが、資産割の廃止に向けて、今、動きのほうは、動いておるような状況でございます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

保険給付に影響ないということですし、資産割がなくなれば大方の加入者の皆さんへの助けになるということで歓迎すべきことではあるんですけども、町長の言われていることを、私が逐一理解して言うんじゃないですけども、県のやっぱり総合的な観点での支えがあって、今までどおりの運営が確保されるというふうに受け取りました。

次に移ります。令和2年度の3月補正予算により、国保財政調整基金は令和元年末までの5,406万円余りに加え1,300万円余りを積み立てた形になっています。これにより令和2年度末基金は6,700万円を超える残高になったと推測します。

私は、基金積立の一部を活用し、国保税を引き下げ、1年半に及ぶコロナ禍の中で生活に苦しむ加入世帯の皆さんの支援に充てるべきではないかと考えますが、町長の所見を伺います。なお、令和2年度決算説明資料によると、国保財政調整基金残高は6,706万49円となっていることを付け加えさせていただきます。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

基金積立の一部を活用し、国保税を引き下げ、コロナ禍で生活に苦しむ加入世帯の支援に充てるべきではないかと考えるが、所見を伺いますというご質問でございますが。

基金の本来の目的は、制度変更や大規模災害による予想外の財源不足、緊急かつ重要な

運営課題について重点的な取組が必要な場合などに活用するものと考えております。

大規模災害や新型コロナウイルスの影響により被保険者の皆様の収入が大きく減少し、国民健康保険事業特別会計の歳入が不足した場合に、保険税の利率を引き上げることなく安定した国民健康保険事業の運営を行うための補填として活用するものでございます。

新型コロナウイルスの感染収束が見通せない状況にある中、一時的に保険税の税率の引き下げを行い、財源不足区分を基金から繰り入れすることは、安定的な事業運営を行う上ではリスクは高い方策と考えております。

なお、コロナ禍において生活に困窮されている被保険者の生活を守るために、令和2年2月1日から国に準じた保険税の減免制度を適用しており、これまでに4件の申請を受け付け、減免を行っているところでございます。また、減免制度の期間延長も実施し、今年度も昨年度同様の減免を実施しております。

減免制度の内容としましては、前年の合計所得金額やその減少額に応じて2割減免から全額減免となっております。

以上のようなことから、基金運用と減免制度で新型コロナウイルス感染症対策を行っておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

この質問については過去にもずっと歴代の町長と話をし合った問題なんですけども、特別、コロナ禍にあって大変な状況があるから改めて質問をいたしました。

多少意見もありますけども、申し上げますと、令和2年度の決算審査委員会意見書にもあるように、国保特会は1,932万円余りの黒字決算、1,300万円の基金積立をした上

での黒字決算となっています。今定例会に、国保特別会計の補正予算が組まれておりますけども、この補正予算が可決されたら、基金はさらに1,911万4千円上積みされることになるわけです。

いざというときの備えということ、先ほども町長が申されましたけども、町民の暮らし、応援が大事だということを申し上げたいと思うんです。この国保税がやっぱり収めていただけるような国保税として町民に浸透することが私は大事だと思っておりますけども、その国保会計の維持に、その年度での積立てというよりは町民の暮らしに充てるという選択は安定した国保会計の維持につながるんじゃないかと逆にそういうふうには思っておるんですけども、町長の所見はいかがでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

先ほど申しましたとおり、基金というものの扱いについてでございますけども、やはりあるから使うというのではなくて、当然高額医療が出てきたときには必要になりますし、この国保会計を安定させるためには基金というものを幾らかやはり持つと必要があると。

以前、ご存知だと思っておりますけど、基金が5万円になったことがございました。そのとき、ほんとにこの会計どうなるだろうか、いくら一般会計から入れないといけないんだろかというような心配をしながら運営をした時期がございましたが、これについてもやはり県と一本化によりまして、何とか今までの基金を積むことができきております。

それで、やはりこの基金というのは、今使うべきなのかということをお考えすると、やはりコロナウイルスの影響というのは確かにございますが、減免制度をやはり今は活用して

いただいて、ぜひそちらのほうで、町民の皆さんの国保に対する税については補填していきたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解のほういただきたいと思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

国保税については、私自身もいつも高く大変だなと思っておりますけども、誰もおっしゃいます。これまでも本会議の中で申し上げましたけども、町民の声として「町民は税金を払うために働いているような気がする」、と言っておられる人がいますし、移住対策も大事だが、今の今、若桜で暮らしている町民を大切に支援して欲しい、そういう税であって欲しいというようなことを言われる方もあるわけでありまして。

高くするというのを町長並びに執行部は考えていらっしゃると思っておりますけれども、十分その点、町民の立場に立って国保会計、国保税の執行をしていただくことを望んで次の質問に移ります。

3番目ですね。国保税の滞納について、若桜町は滞納者と納税相談を行い納付計画の提出を求めています。その上で、滞納額に応じて2か月、3か月、6か月、9か月などの期限付き短期保険証を発行しているものと認識しておりますが、本年度7月末現在の2か月から順次9か月までなど、区分ごとの短期保険証件数、納税相談の件数を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

国保税の滞納について、滞納者との納税相談により納付計画の提出を求め、納税額に応じて期限付き短期保険証を発行しているもの

と認識しているが、区分ごとの短期保険証件数と納税相談の件数を伺いますとのご質問でございますが。

国民健康保険税に限らず町税等の滞納対策については、第一に新たな滞納を発生させないことに重点をおき、督促・催告を速やかに行っておりますが、国民健康保険税の令和2年度決算による収納率は現年度98.8%、滞納繰越分は21.7%であり、ひとたび、滞納繰越しとなってしまうと徴収が難しいのが実態でございます。

それにより、滞納者などには納税相談を行い、生活実態を聞き取り、一括での納付が困難な場合は経済状況や今後の収入見込みなどを考慮しながら、1年以内の早期完納を基本としつつ、分割納付の金額や回数を決めた納付計画により、納税者の負担を軽減する対応を取っております。

この納付計画については、必ずしも文章や計画書を作成し提出していただくわけではなく、納付相談の中で口頭により取り決めたものでございます。

さて、ご質問にある国民健康保険の短期保険証についてでございますが、保険税が滞納繰越となっている被保険者について発行するものですが、単に納税額に応じて発行しているものではなく、分割納付の状況や今後の納付見込みなどを確認したうえで期間を決定し、発行しているところでございます。

お尋ねの、今年度7月末現在の短期保険証の件数でございますが、世帯の件数としましては3か月が3件、1か月が1件となっております。更新ごとに生活状況を聞き取り、納付を促すため、細かく期間を設定しております。また、納税相談については5件となっております。この他にも減免や税金の額に関する相談など、随時行っているところでございます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長のほうから説明を受けて、それについてどうのということはありませんけども、私が思ったのは、現在、滞納世帯のおうちだとか、納税相談の件数は比較的少ないのかなと思った次第です。

それで、過去にも平成19年の12月議会で小林町長とこの問題についてやり取りした経緯があるんですけども、そのときには聞かなかったことなんですけども、しばらく、もう14年ぐらいになるんですかね、しばらく経過して私もつぶさにそういう窓口でいいいますか、滞納をされている方々と納付相談の場面なんかあまりケースを聞いてなくてちょっと心配はしていたんですけども、件数については現在のところ少ないというところでは良いことだと思うんです。

しかし、ちょっとお聞きしたいことがあります。関連してお尋ねします。納付計画書は前提ではないというお話もあったんですけども、納付計画書など、窓口で相談され相互に納得された方に対しては、短期保険証を渡すようになっているかどうか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

担当の税務課長のほうで答弁させます。

税務課長（前田弥生）

税務課長の前田でございます。納付相談をした場合に、短期保険証を必ず発行しているかというような趣旨でよろしかったでしょうか。質問の答弁にもありますように、滞納がある方、あるからといって短期証をその人に出すといえますか、1年分の保険証を出さないと

いうものではございません。基本的には滞納繰越になっている方について、短期証を出すかどうかというように、相談を町民福祉課のほうとしまして、それで既にもう分納がされて、ある程度その分納が継続して守られているような方には、もう1年出す場合もありますし、うちは3か月で様子見ようというように形しております。それで、納税相談に来られた方には必ず出しております。以上です。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

じゃ、ちゃんと改めて確認しますが、納税相談に来られたについては必ず保険証をお渡しされているということですね。安心しました。

それで、ちょっと私が耳にしたことで次の質問をさせていただきたいんですけども、保険証の有効期限は7月31日、今年に入って以前の滞納分と合わせ、令和3年3月までの国保税を完納した場合はどのような保険証が発行されるかお尋ねします。

議長（川上守）

どこだ。質問にない。中尾議員、これどこの質問になりますか。

議員（中尾理明）

この税の関係の質問です。この問題の関連です。

議長（川上守）

通告にないんで、中尾議員、質問を変えてください。

議員（中尾理明）

当然な質問なんですけど。

ちょっと私には議長のお話が理解しがたいんですけども。

議長（川上守）

趣旨が分からん。

議員（中尾理明）

ごく当然の質問をやっとるのに。

議長（川上守）

(3)の中に、中の部分でどこの部分について、こと細かく聞きたいとか、ちょっと答えられる。

町長（矢部康樹）

はい。質問をもう一度。

議長（川上守）

もう一度質問をお願いします。中尾議員。

議員（中尾理明）

最初はちょっと耳にしたことって言いましたけども、ごく当たり前の質問としては、保険証の有効期限は7月31日をもって更新が行われるわけですけども、今年、令和3年に入って、以前の納付分と合わせて、令和3年3月までの国保税を完納した場合は、どのような。常識的には7月までの保険証が発効されると思うんですけども、その確認です。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

関連質問になりますので担当課長でございます前田課長のほうで答弁させます。

税務課長（前田弥生）

引き続き、税務課長のほうで答えさせていただきます。令和3年3月31日までの納付

期限のものが完納されているのであれば、当然1年分の保険証を発行しております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

税務課長の答弁で安心いたしましたけども、私の耳にしたことが果たして、私は耳にして間違いのないと思っておるんですけども、あれですね。その3月まで払ったのに、保険証がいただけなかったということと言われる方がありました。

これは、この場でやり取りしてもしょうがない問題で、本人にもしそういうことがあるんなら課と相談すべきじゃないかということは申し上げましたけども、もうそれはいいというご本人の話がありましたんで、それきりなんですけども、完納されたら即やっぱり出すという課長の言われるとおりに執行されておればよかったと思うんですが、そういうところでの齟齬といいますか、多少遅れたのかなと思ったりしますので、その点での認識を深めていただけたらありがたいかなと。

先ほど19年の12月の小林町長との質問のときにも申し上げましたけども、その当時、保険証が、資格証明書が発行されて、保険証がなくて、いざというときに病院にかかれなくて命を失ったというような方が続いておって、若桜においては、短期保険証という対応をしておるんでそういうケースは少なかったということを確認したわけですけども、今、コロナ禍で何より命は大切だというこの時期でありますので、もっともっと命を守るという町のメッセージが町民に伝わるようお願いし、次の質問に移らせていただきます。

先ほどの私のケースの場合でのことにも関連するんですけども、滞納者との納税相談により計画が提出されても、その後も滞納が続くような場合について、町はどのように対応

し、解決を図られているのか伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長、自席でいいです。この前そう言ったような気がする。

町長（矢部康樹）

滞納者との納税相談について、納付計画が出された後も滞納が続く場合について、町はどのように対応し、解決を図られているのか伺いますとのご質問でございますが。

先ほどもお答えしましたが、納付計画については、納税者の経済状況に応じた金額や回数を決め、納税者の負担を軽減するようにしております。しかし、滞納が翌年度に繰り越している場合は、滞納分に合わせて現年分の納税も発生し、納税者にとってはさらに納付が困難な状況になることもございます。このような場合は、分納額を増額することも難しく、滞納が長期化することになります。

このように滞納が続く場合の対応についてでございますが、改めて収入や生活状況を聞き取り、支払い能力を判断して、必要に応じて納付計画を見直すなど、継続して交渉を行っております。

しかしながら、納税交渉に応じないなど、納付の意思が見られない場合や、理由もなく納付の約束が守られない場合については、財産調査を行い、給与や預金の差押えなど、法令に基づいた厳正な措置を行うこととなります。

一方で、財産調査や現況調査の結果、「差し押さえる預貯金や給与、現金化できる財産がない。」あるいは、「支払い能力の回復が見込めない生活困窮者である」と判断した場合は、法令に基づき滞納処分の執行停止を行い、若桜町で定めている執行停止の取扱い基準に沿って、適正に処理することとしております。

このような滞納整理には、確かな法令の知

識や経験に基づいて慎重に行う必要があるため、時間を要しますが、今後も財産調査・現況調査などにより、滞納者の実績の把握に努め、実態に即した処理を的確に実施してまいります。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

ちょっと町長のおっしゃられることも理解したいと思いますし、前向きに取り組んでいただくことなど望むんですが、あえて再質問しないんですが、役場というのは一般町民にとって独特な環境だと思うんですよね、緊張感あるところで。訪れる方はいろいろな方が周囲におられますし、なかなか窓口での話話しにくいということは確かだろうと思います。

丁寧な対応であり、接遇を求めたいと思います。言い換えますと、町民に寄り添って公務に努めていただきたいということです。繰り返しになりますけども、困っておられる方には特別な事情がありはしないかとよく聞いてあげて、思いやってほしいと思うものがあります。以上で大きな質問、第1の質問を終わらせていただきます。

2番目の質問は防災対策であります。その1つ、昨年新しい防災マップが全戸に配布されました。その後、町として活用を図る上でどのような取組がなされているのか伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

防災マップについての活用を図る上で、どのような取組がなされているか伺いますとのご質問でございますが。

はじめに、防災マップとは「防災ハザードマップ」のことであると思いますが、これは、

自然災害により予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難場所などが記載され、住民のための防災の手引きとして作成しております。

また、防災ハザードマップは、被害想定エリア以外の場所が絶対に安全であることを示すものではなく、記載されている予測される災害などは、あくまで想定の一つであり、その想定を超える災害があり得ることも住民に説明することが大切であるというふうに思っております。

さらに、マップに示されていない場所などの危険性についても、住民と行政、または住民同士で話し合うことで危険を認識し、理解を深めていくことが可能となります。

したがって、議員指摘のとおり、マップを作成して終わりではなく、様々な機会を通して活用し、コミュニケーションのツールとしていくことが肝要であると考えております。

その活用例といたしましては、現在、社会福祉協議会に御協力をいただきながら、「支え愛マップ」の更新に取り組んでおります。ご承知のとおり、支え愛マップとは、災害時の避難先、避難経路、手助けや声かけ、支援が必要な方などを盛り込んだ地図であり、作成するに当たって、防災ハザードマップを参考に、危険個所も記入していただいているところでございます。

また、テレビなどでは防災ハザードマップを確認して避難するよう繰り返し報道もされておりますが、本町でも7月の土砂災害警報情報に伴い避難指示を発令した際も、防災無線で防災ハザードマップを確認していただき、避難をしていただくように周知をしたところでございます。

なお、昨年度から避難スイッチの取組も進めております。これは、自治会などを範囲として、過去の経験を基に災害発生の予兆など話し合い、どのタイミングでどこに避難するのか、避難先も、最もよいものを最善、次

によいものを次善と決めておくものでございます。これは、防災ハザードマップをベースに、さらに個人でそれぞれの避難スイッチを持つことで、命を守る具体的な行動につなげるための、より踏み込んだ取組だというふうに思っておるところでございます。

このように、防災ハザードマップを入口として、個人の防災意識の向上に向けて、今後も様々な機会を通して働きかけ、活用を行っていかうというふうに考えております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

丁寧なご答弁ありがとうございました。次に移ります。町はマップが配布された以降に、今年9月20日、これまでの災害に関する情報の避難情報等の避難レベルの改定があったことについて、町報折り込みで配布されました。台風・大雨の際、繰り返しテレビ等で改定内容を報道されておりますが、町民への周知と避難指示の際の行動について、講演会や学習会などの場が必要ではないかと考えますが、町長の所見をお伺いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

避難レベルの改定内容について、町民への周知や避難指示の際の行動について、講演会や学習会などの開催が必要と考えるが、その所見を伺いますとのご質問でございますが。

現在、避難レベルの改定内容については、町ホームページ及び町報への掲載、町報への折り込みチラシ、防災無線、IP告知端末を使った周知を図ってきたところでございます。テレビなどでも繰り返し報道されており、多くの町民の皆様がご理解いただけているもの

と考えております。

しかしながら、中尾議員のご指摘のとおり、高齢者等避難、避難指示が発表された場合、具体的にどのような行動をとればいいのか不安になられる方も多いのではと思っています。

したがいまして、防災ハザードマップや支え愛マップの活用、さらには避難スイッチの取組を集落単位で進め、具体的な行動に結びつくように促していきたいというふうに思っております。

また、防災ハザードマップ内の「災害に関する情報」について、避難情報の掲載が改定前のもとなっておりまして、早急に訂正用のシールを全戸配布したいというふうに思っております。

いずれにしましても、現在コロナ禍ということもございまして、町主催の講演会、学習会は今の実施は考えておりませんが、以前より各集落、自主防災組織、サロン等で支え愛マップの更新や防災訓練、研修に取り組んでおられると思っております。

今後、コロナの状況が改善した際にはそうした機会を通じ、再度丁寧に周知等、図っていききたいというふうに思っておるところでございます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長の答弁の中で、新基準のシールというんですかね、作っていただけということで、いいことだなと考えました。関連してお尋ねするんですけども、9月5日に防災訓練が行われたんですが、私は事情がありまして参加できませんでした。当日、この新基準についての説明などはされたんでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今回9月5日に防災訓練のほうさせていた
だきまして、自主避難という、各集落の公民
館に一時避難してもらう訓練と、あとは避難
所開設訓練、土のうづくり訓練等、実際させ
ていただきました。自主避難訓練につきまし
ては、17集落で470名余りの方にご出席
いただいて、ただ、集落公民館で避難後の活
動というのは、各集落公民館等にお任せして
おりますので、ちょっと内容は把握しており
ませんが、今回の中では具体的な説明につい
てはしておりません。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

新基準についてはなかなかやっばり難しい
なというのが私なりの実感なんですけども、
つまり、避難スイッチの段階で、どこに避難
するのかというようなことについてのそれぞ
れの集落や個人、やっばり様々だと思うん
です。そこら辺でのことがあるんで、本当は経
験したわけなんですけども、2度避難指示が出
たんですかね。難しい問題なんで、それぞれの
集落、それぞれの家庭の方が納得できるよ
うなといいますか、それぞれが自覚できるよ
うな町の取組ができたらなというふうに思
いますのでよろしくお願ひいたします。

この質問の最後です。大雨等の際、一人暮
らしの高齢者や障がい者など、サポートの必
要な方々、要支援者・要配慮者に対して自治
会、社会福祉協議会、民生委員と町が連携
して支援されると認識していますが、今回の
7月の大雨ではこれら要支援者に対し、ど
のように対応されたのか伺います。なお、
通告時には7月台風9号としておりましたが、
間違っておりました。7月の大雨と訂正さ
せていただきましたのでよろしくお願ひ
いたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今回の7月の大雨において、要支援者に対
してどのような対応をされたのか伺いますと
のご質問でございますが。

はじめに経過についてご説明いたします。

7月7日の午前6時57分に大雨警報が発表
され、午前9時41分に土砂災害警戒情報が
発表されました。本町では、午前10時30
分に高齢者等避難を発令し、午後6時20分
に町内全域に避難指示を発令いたしました。

9日午後4時には土砂災害警戒情報が解除
されたことに伴いまして、午後4時50分に
避難指示を解除し、11日の午前3時55分
には大雨警報が解除となったということでご
ざいます。

そのときの降り始めからの積算雨量は諸鹿
で301ミリ、最大時間雨量は若桜宿内で5
4ミリでございました。被害状況は香田・長
砂間の道路で土砂が流出し、8日の午後5時
から午後9時20分まで全面通行止めとな
りましたが、人的被害や住宅被害はござい
ませんでした。

避難状況については、町が開設した避難所
は福祉避難所を含め4か所、自治会が自ら開
設された避難所は5か所で延べ159名の方
が避難されました。

中尾議員お尋ねの要支援者・要配慮者の対
応でございますが、はじめに、災害時にお
ける要支援者・要配慮者の定義についてご
説明いたします。

災害時における要配慮者とは高齢者、障
がい者、乳幼児、妊婦等の、防災施策にお
いて特に配慮を要する方を指しております。

また、要支援者とは、正確には避難行動要
支援者と呼ばれ、要配慮者のうち、災害発
生時の避難等に特に支援を要する方のこと
でござ

ざいます。本町では、避難行動要支援者名簿を作成しております。

7月7日からの大雨における安否確認もこの名簿を基に実施しております。安否確認を行った方は避難行動要支援者名簿のうち、要介護認定を受けている方と独居の高齢者で不安感の強い方、川の近くに住まわれている高齢者などで、全部で112名の方に対して保健センター、包括支援センター、町内のケアマネが協力しながら、電話連絡による安否確認を行っております。

また、うち、3人の方については、個別の事情により自力での避難が難しいため、町が福祉避難所への送迎を行いました。これから台風シーズンにもなりますので、支援を要する方々への配慮について、引き続き適切で丁寧な対応を心がけてまいりたいというふうに思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

詳しいご説明ありがとうございました。保健センターなどは、要支援者に対して安否確認を行って行動に移されたということがありました。そのケースだと思うんですけども、私の近所の方です。大雨が降った7月8日夕方6時20分には、7日に続く避難指示が発令されました。

近所の一人暮らしの高齢の方が心配となりまして、民生委員さんに連絡しましたところ、その方は昼間デイサービスに出かけておられたということで、デイサービス先の勧めっていいですか、保健センターなどの要請、話、何といいますか、勧めで近くの避難所に移動され、福祉避難所だというふうに理解しました。

しかし、家に帰りたいたと強く言われて自宅に帰られたそうであります。そのことを民生

委員さんが把握された上でおっしゃって安心したんですけども、その後は民生委員さんが本人と連絡を取りながら見守りをされました。

避難指示が出されたというときは格別な状況だと思うんですけども、要支援者皆さんへのサポートを引き続き強くお願いいたしまして、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（川上守）

続いて一般質問を許します。1番、梶原明議員。

議員（梶原明）

改めましておはようございます。1番、梶原明です。傍聴されている皆さんありがとうございます。議員となって早くも3年半が過ぎました。振り返れば町のために、先輩議員の力を借りながら、町の課題解決等の活動に取り組んだり、また、県議会議員をはじめ国会議員の先生方との関係づくりを進めていたあつという間の3年半でした。

残すところあと半年ですが、最後まで真っ当に議員の務めを果たしていきたいと考えております。今日は議員になるために議員になったのではなく、議員になってやるべきことをするために議員になったとの初志貫徹の思いを込めて今日の一般質問をさせていただきたいと思います。

それでは通告順に従って質問に入りたいと思います。まず1、移住定住促進事業についてです。(1)になります。令和3年4月16日の総務産業教育民生常任委員会で、平成26年度から令和2年度までの移住定住相談窓口利用者の報告がありました。報告と同時に、移住定住相談窓口を利用した移住者の年度別世帯数と人数、そのうち、今現在、在住されている移住者の世帯数と人数の総数をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

平成26年度から令和2年度までの移住定住相談窓口を利用した移住者の年度別世帯数と人数、そのうち今現在、在住されている移住者の世帯数と人数の総数をお伺いしますとのご質問でございますが。

まず、移住定住促進事業についてでございますが、地方における急速な人口減少に鑑み、都市住民などを受け入れる住民移住促進や交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的としたものでございます。

本町では、平成24年度に移住定住相談員を一人配置し、空き家調査、空き家バンクの運用開始、また、補助制度の制定などを行い都市部等などからの受入れ態勢を図るべく移住定住事業を本格的にスタートさせたところでございます。

お尋ねの件でございますが、まず、移住定住相談窓口を利用した移住者の年度別世帯数及び人数でございますが、平成26年度は2世帯4名、27年度は6世帯12名、28年度は6世帯9名、29年度は7世帯17名、30年度は5世帯15名でございます。令和元年度は5世帯16名、令和2年度は4世帯17名となっており、そのうち、現在も町内にお住まいの世帯数と人数につきましては、26年度が1世帯3名、27年度が4世帯5名、28年度が4世帯7名となっており、29年度以降については、先ほど申し上げた全ての方が町内にお住まいでございます。

総数といたしましては、利用された方は35世帯90名であり、そのうち、今現在もお住まいの方は30世帯80名というふうになっております。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

移住者の詳細な数をやっと確認できたと思います。若桜町広報9月号に今、掲載されている8月1日現在の若桜町の人口と世帯数では、町民の人数は2,991人、世帯数は1,307世帯となっています。先日若桜町ホームページで確認したところ、9月1日時点で町民の数は2,985人、世帯数は1,303世帯と一月余りでこれだけ減少していることが伺えます。

まだまだ人口減少には歯止めがかからないなど。移住者も受入れはあっても、定住に続かなければ成果と言えないと思います。これからもしっかりと移住定住の事業に対して頑張っていただきたいなと思って次の質問へまいります。

(2)へまいります。移住定住促進事業が始まり8年経過しておりますが、事業は当初の想定どおり進んでいるとお考えなのかお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

移住定住促進事業が始まり8年経過しておりますが、事業は当初の想定どおり進んでいるとお考えなのかお伺いしますとのご質問でございますが。

先の質問において答弁させていただきましたが、本町において、平成24年度から移住定住事業をスタートさせたところでございます。

当初の想定に関しましては、事業をスタートさせたばかりということもあり、当面的な数値等として、空き家バンク登録30軒、問い合わせ20件、移住10名。また、情報ツールの開発・支援制度の検討、移住者への支援

の仕組みづくりなどを目標として事業展開してきたところであり、明確な目標数値を若桜町総合戦略で示すまでの平成26年度までの間、一例として、空き家バンク登録は27軒、移住者は13名など一定の成果を上げてきたというふうに思っているところでございます。

また、平成27年度から令和元年度までについては、前述の若桜町総合戦略において、移住定住相談員の数に1名から2名、また、年間移住相談件数を26件から52件という目標を立て、令和元年相談員は3名、相談件数につきましては145件であり、目標をクリアしている状況でございます。

なお、参考までに、令和2年度に策定いたしました第2期総合戦略においては、空き家登録件数、空き家活用補助金の交付件数、移住相談件数を対象に目標数値を定めたところでございます。

現在においては、全国的なコロナ禍、また、鳥取県東部圏域においても感染者が増加しており、コロナ禍以前のような活動は困難な状況ではございますが、オンライン相談、ホームページの更新による情報発信など、今できることを継続的に取り組むことで目標達成に向け、鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

移住定住促進事業全体の経費ってところを考えまして、予算ベースで考えましたところですが、令和元年度1,770万、令和2年度2,280万、令和3年度3,100万円と年々増加しておりますし、また、補助等交付事業費だけでも、令和2年度には1,300万、令和3年度は1,900万と増加傾向にあります。

先ほどおっしゃられました第2期若桜町総

合戦略、そのうちの第5施設の展開ということで（5）移住定住の推進という項目があります。KPI、重要業績評価指数を見させていただいたんですけども、やっぱり移住の項目っていうもの自体はありませんでしたので、なかなか理解がつかないところもありましたが、今日の町長の説明において、ある面理解させていただけたかなと思います。

移住定住にはIJUターンなどが対象になっております。定住しやすいUターン者の受け入れや、進学で町外に出ている若者が町に戻りやすい環境、また、在住の町民が町外へ転出しない方向へ、地域づくり特定事情などの積極的活用による労働環境や待遇を重点的に考慮した雇用促進事業を展開されてはと考えますが所見をお伺いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

梶原議員の言われましたIターン、UターンそれからJターンそういう方、または町内から出さないための施策というものについては、当然必要な施策だというふうに思っております。今、移住者への補助事業というのは大変手厚くされておると。

しかしながら、その今言われた町内に帰ってくる人、または町内から出さない政策がちょっと薄いんじゃないかというようなご意見もいただいているところでございますので、ぜひこれにつきましては、帰ってきやすい環境、出にくい環境のための施策というものを、ぜひ考えていきたいというふうに思いますので、何かまたいい案がございましたらまた教えてやっていただきたいと思います。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

Uターンを含め、若桜町におられる方の手厚い方向へというところで考えておられるっていうことは聞かしていただきました。今後の検討をしっかりと期待いたしまして、次の質問へ移らしていただきます。

空き家改修の補助金等交付事業を設けて取り組まれております。補助金交付の始まった平成24年度から令和2年度までに交付した総額と件数をお伺いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

空き家改修の補助金交付の始まった平成24年度から令和2年度までに交付した総額と件数をお伺いします、とのご質問でございますが。

現在において、4種類の補助制度を設けております。事業毎に説明させていただきます。

まずは、「若桜町移住者住宅新築等事業補助金」でございますが、事業内容については、移住する目的で、本町に住宅の新築又は購入もしくは賃貸に係る改修費用等補助するものであり、平成24年度に制定しております。本事業につきまして、平成24年度から令和2年度までの間の件数及び総額につきましては11件であり、1,836万5千円でございます。

次に、「若桜町空き家再生事業補助金」でございますが、事業内容については、本町内の自己所有物件を移住者へ提供する目的でリフォームする場合に、空き家の住宅改修・家財撤去費用を助成するものであり、こちらも平成24年度に制定をしております。本事業の平成24年度から令和2年度までの間の実績でございますが、件数は12件、総額は1,060万円でございます。

次に、「若桜町空き家利活用流通促進事業補

助金」でございますが、事業内容については、空き家の利活用を促進し、流通を活性化させることを目的に、1年以上活用されていない空き家などの利活用を行う場合に、改修費用等を補助するものであり、こちらは令和2年度に制定しております。本事業についての実績は、件数は2件、総額は207万3千円でございます。

それで最後に、「若桜町若者地域定着促進事業補助金」でございますが、事業内容については、若者が共同して居住するための住居の整備に対し、費用の一部を助成するものであり、こちらも令和2年度に制定しております。本事業についての実績でございますが、件数は1件、総額は134万円でございます。

なお、これら全ての事業の合計につきましては件数が26件、金額は3,237万8千円となっております。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

かなり手厚い対応をされているなということが伺えます。令和2年度予算説明時に、移住者に対し、貸し出す家が不足していると言われたのを記憶しております。その解消にどのような手法が行われたのかというところもありましたけれども、今こうやってお尋ねさせていただいている内容で、かなりのことをなされているんだなと思わせていただくわけですが、不足している住居、実際充足はされておるのかお尋ねいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

家のほうは空き家バンクに登録してもらうためにいろいろ活動をして、何軒かお話し

ておるんですけども、借り側の方が、やはり選ばれるということもございまして、なかなかいい家が決まらないというような意見もございしますが、とにかく空き家バンクに1つでも多く登録していこうということはやっていきたいというふうに思っております。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

いろいろとされておるな、というところ、っていうのに、さらに借りる側が選ばれるというようなどこもあると思います。

若者住宅とかを考えた場合に、要綱を見直すことで、例えば自宅がある方や子育ての終わられた方、いわゆる高校や大学を卒業された世帯や所得の多い方など、理解をしていた上なんですけど、次のステップの住居に転居をしていただくなどの運用で、移住・子育て世帯に提供できる住居などはまだまだ確保できるのではないかなと考えております。

住居不足に関わるシェアハウス関連の事業でも、若者地域定着促進事業補助事業など、令和2年度は180万、令和3年度には500万と増加しています。さらに、令和3年度新規事業として、公立鳥取環境大学関連事業に310万が計上されました。私はシェアハウスというものは、一時的な住居であると考えておりますし、定住を考えた長期の住居とはまた別物であるんじゃないかなと考えております。

以前、学生向けにシェアハウスを増やすようなことを言われたと記憶しておりますが、学生は町内に居住しても、住所を若桜町に移すことはないと考えております。町内の居住者は増えてますが、このままシェアハウスだけを増加する取組であれば、本来の移住定住事業がおろそかになり、本当に定住されたい方の物件が足らなくなるような危惧をしております。

ます。

次の質問へ移ります。空き家改修の補助金等交付事業に係る申請手続きや交付決定に至る審査は適正に行われているのか所見をお伺いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

補助金の申請手続きや交付決定に至る審査は、適正に行われているのか所見を伺いますとのご質問でございますが。

補助金等の交付に当たっては、「若桜町補助金等交付規則」及び各補助金の交付要綱にのっとり、また、ほかの補助金との整合性なども考慮しながら申請内容を審査しております。

例えばではありますけど、申請金額は当然としまして、補助金の交付目的との照査や事業の具体性など、特に重要な項目として審査し、交付決定を行っているところでございます。また、事業完了後の検査につきましても、実施をきちんとし、補助金を交付しているところでございます。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

若桜町の公共工事を進めるに当たって、通常ですけど、1つの事業で現場確認、見積もりや相見積もり、入札、設計、施工、施工中の現場確認、工事完了確認、支払い、領収書の受領など、漏れ落ちがあるかもしれませんけども、必要な精査や確認をされながら進められています。

現状は、この申請事業に関わることでありまして、現状は工事終了確認までかなり簡易な工程で行われているように感じています。特に補助金交付後は、工事終了後の確認以外、

申請内容や施工業者や作業内容などは確認されていないように認識しております。

また、補助金等は申請者に対し、公正公平な審査の基に交付して活用していただきたいと常々考えております。現在のやり方を見ると、1つの業者が見積りをはじめ、施工設計を一括して行っておられるのが多々見られます。申請内容に特に見積り等の内容を正しく精査する人員が必要だと考えております。

現在、審査の中にしっかりと精査ができる方がおられるのか、今後そのような方を審査に加えることがあるのか所見をお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

先ほど、梶原議員がおっしゃられた件でございますけれども、これは工事ではございませんので、町の工事の場合と、これ補助金でございます。補助金に対する精査というものは、必要なものは何なのかという部分は、当然職員はそれは知っておりますので、そういう中身の精査はしっかりさせていただいて、細かい精査という部分、その工事精査、確かに工事に限った、例えば町の工事に限って言えば、検査できる人間がないから、その検査まで委託するというような恰好を取ってやっておるのが現状でございます。

補助金の場合は、そこまで厳格なものでないと私は思っておりますので、職員が今やっている検査等で十分ではないかというふうに思っております。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

分かりました。補助金の精査と工事等事業

の精査とは違うということを、ここで教えていただきまして。ですが、しっかりと精査というところは何事にも大切なことだと思いますので、しっかりと実施していただきたいと考えます。

次の質問へ移ります。大きな2番のほうですね。若桜町創業支援補助金についてということで、(1)番にまいります。

平成29年度以降、町内に登記上の本店住所を置く株式会社、NPO法人、合同会社など多数の会社が設立されています。複数の会社に関わって、創業支援補助金を活用されて事業をされている方もあると思われませんが、どのような状況を把握されているのかお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

平成29年以降、町内に登記上の本店住所を置く会社が多数設立されており、複数の会社に関わって創業支援補助金を活用し、事業されている方もあると思われませんが、そのような状況を把握されているのか伺いますとのご質問です。

平成29年以降の創業支援補助金の実績につきましては、平成29年度は2件、平成30年度は同じく2件、令和元年度は3件、令和2年度は4件、計11件となっております。

補助金の申請に当たっては、事前に商工会より担当課へ連絡があり、申請内容等の相談を受けております。また、必要があれば適宜協議を行い、交付決定を行っておりますし、創業に係る改修工事が終われば実地検査を行い、実績報告書にて内容を確認させていただいております。

ご質問の件につきましては、複数の会社に関わって事業をされている方が本補助金を活用されていることは把握はしております。本

補助金は町内の産業振興、経済の活性化を図るため設けている制度でございますので、今後も法人・個人を問わず起業、創業をしようとされる方には要綱に沿って相談や交付を行っていきたいと考えております。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

把握をなされているということでございました。複数の事業所に関わるとか、複数の会社を持たれることは、何にも問題を感じておりません。創業支援補助金などということを考えたときに、交付に対して、交付を受ける会社や法人の管理といたしますか、情報管理ですね、しっかりとしていただいておりますということで確認させていただきました。

次の質問へまいります。若桜町創業支援補助金要綱は、対象要件が当初の「創業等したときから1年以上経営継続の見込みのあるもの」であった文言が、令和2年4月には「創業日以降当該事業を3年以上継続して実施する見込みのあるもの」に改正され、さらに令和2年10月には「創業の日以降、当該事業を5年以上継続して実施する見込みのあるもの」と改正されています。

若桜町創業支援補助金を受けた事業所等の現在の営業実態などを把握されているのか伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

本補助金を受けた事業所など、現在の営業実態などを把握されているのか伺いますとのご質問ですが。

本補助金を受けた後の営業実態につきましては、創業後、町に報告する要件となってい

ないため、町としては直接実態把握は行っておりません。ただし、本補助金の交付に際しては商工会会員になっていただくことを要件としておりますので、商工会が事業者の了解を得ながら営業状況を把握し、創業後の支援を続けておられます。

町としましても、商工会と連携を図りながら、事業者支援等に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

事業所の現在の営業実態などは、町は管理するようにはなっていないということで、商工会が把握されておるとい、そして商工会と連携を取りながらされているというところをお答えいただきました。

一つこうやって考えたときに、なぜ3年以上の文言が、半年ほどの短期間で5年以上に改正されたのか、もし、理由をよろしければお聞かせいただきたいと思います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

最初はこの事業の補助金要綱も1年という縛りの中で補助をしておりましたが、やはり1年という間に商売が頓挫されるというようなことがあつてはならないと、当然公金を使っておりますので、やはり一生懸命頑張っていたきたいということで3年にさせていただきましたが、その後、いろいろお話、商工会を含めいろんなところとお話をする中で、やはり若桜を発展させる、若桜の経済、若桜を活性化させるためには、もう少し長い期間のほうがいいのではないかとということで5年にさせていただいております。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

いろいろ若桜の活性化のためにということで、だんだんと年数が延びていったんだなという事は分かりました。そういった対策といますか、言ったところ、同じようなところは考えておりますので、そういうことなんだなと思うわけでございます。

次の質問にまいります。これら改正前にこの補助金を受けられた方について、今この要綱ですと前には遡ることはできないんですけれども、あえて遡って「創業の日以降、当該事業を5年以上継続して実施する見込みのあるもの」と改正する考えはないのかお尋ねいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

若桜町創業支援補助金の要綱改正前に本補助金を受けた方について遡って「創業の日以降、当該事業を5年以上継続して実施する見込みのある者」と改正する考えはないのかをお尋ねしますというご質問でございますが。

法制執務の観点からお答えいたしますと、一般的に、遡及適用とは、既に発生成立している状態に対し、法令が後から規制を加え、その法律関係を変更するものでございます。また、遡及適用が可能な場合とは、適用対象となる者の権利義務に悪影響を与えず、むしろ適用対象者に利益がある場合となっており、法的安定性の面から簡単に行うことはできないというふうに思っております。

本補助金における交付要綱につきましても同様に、対象者要件を改正し、これまで補助を受けた方へ遡って要件を適用することは考

えておりません。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

若桜町の産業振興及び経済の活性化を図るという目的を遂行するためには、補助金を受けたからにはせめて5年以上は若桜町で活躍していただきたいという願いを込めて質問させていただきました。

若桜町創業支援補助金を活用されて、店舗が次々に増え、にぎわいが次々生まれるという考え方はよいのですが、それだけではなくて、事業の継続見込み期間が短かければ、例えば創業支援補助金を活用して店舗を開店、売上げが上がらず事業の継続見込み期間が来たら休止、閉店、新たに創業支援補助金を活用して次の店舗を開店という負の連鎖的なことが起こることもあるのではないかなとちょっと危惧をいたしまして、そういう質問をさせていただきました。

では、次の質問へ移ります。移住定住・交流センターの運営についてです。

移住定住・交流センター管理事業として毎年885万円程度支出されております。令和3年度当初予算の審査のときに、議会からも、「コロナ禍の利用者の減少を踏まえ、今後の移住定住・交流センターの運営について、センターの場所や人員削減を含めて検討しては」という意見が出されました。その際、検討すると町長は答弁されたように思いますが、その後検討はされたのかお伺いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

令和3年度当初予算の審査のときに、議会からも、「コロナ禍の利用者の減少を踏まえ、

今後の移住定住・交流センターの運営についてセンターの場所や人員削減を含めて検討しては」という意見が出され、「検討する」と答弁されたが、その後、検討はされたのか伺いますとのご質問ですが。

まずもって、通告されております令和3年度当初予算の審査のときに、コロナ禍の利用者の減少を踏まえ、今後の移住定住・交流センターの運営について、センターの場所や人員削減を踏まえて検討しては、という意見をいただきました。それに対して、私が検討すると答えた事実というものは、議事録のほう調べましたがございませんでしたが、だからといって検討しないわけではありません。検討させていただいております。

まず、移住定住相談窓口の場所についてでございますが、役場庁舎内への移転などの意見もあるかとは思いますが、平成28年度に移住定住・交流センターを開設した際は、平成27年度と比較し、相談件数が約3倍近くまで急増し、現在も多くの方にご利用いただいている状況でございます。

役場が窓口としていたときにはほとんどなかった予約なしでの飛び込み相談も増加しており、そのような経過を踏まえますと、相談窓口を再び役場内に設置することは相談者の減少につながる可能性がございます。トスク2階という立地は若桜駅前であり、駐車場も近くにあり、利用者にとって利便性が良く相談者が気軽に立ち寄ることができる場所であるのではないかなというふうに思っているところでございます。

次に運営についてでございますが、コロナ禍を含む近年の移住定住・交流センターにおける電話及び窓口等の相談件数でございますが、平成30年度が159、令和元年度は145、令和2年度は160となっております。

まずはこの令和3年8月末でございますが、令和3年度も72件であり、コロナ禍であるからといってセンターの利用者が減少してい

るところか、かえって注目を集めているのではないかなというふうに考えております。

また、センターでは移住を検討している方への相談対応だけではなく、既に移住されている方からの相談やその後のフォロー、また、空き家所有者からの相談や、空き家所有者への空き家活用に向けた働きかけなど、様々な業務を行っているところでございます。

移住された方に移住の決め手を聞きますと、やはり移住までの町の関わり方であったり、移住相談員の対応がほかの市町村とは違ったと、おおむね全ての方々が言われておられます。

大規模市町村のようなマニュアル化された対応ではなく、それぞれの方の事情に寄り添いながら、小さな町ならではの対応をしていくことが大切であるというふうに思っております。

また、移住相談窓口を利用して移住された方の定着率が高いのも相談員が移住後も親身になって相談業務に当たっているからこそだと思っております。今後もこうしたきめ細やかな対応を行ない、移住定住を促進するためにも、現在の体制が必要ではないかなというふうに思っております。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

現在の体制のままというか、今後も運営されていくということでありましたので、しっかりとした移住定住の増加に期待させていただきたいと思っております。

そしたら、次の質問に移ります。4番です。会計年度任用職員（パートタイム）の兼業についてでございます。（1）番といたしまして、令和2年度の地方公務員法等の改正に伴い、会計年度任用職員制度が施行されました。兼業については、地方公務員法等の改正以前か

ら認められていましたが、若桜町の任用条件通知書にも、会計年度任用職員はパートタイムであれば兼業できるという記載があります。さらに、兼業を開始した又は兼業している場合には、速やかに所属課長等に届け出ると記載されております。令和2年度の法改正後に「兼業の届出」が提出された方があるのかお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

会計年度任用職員はパートタイムであれば兼業ができるという記載がございますが、令和2年度の法改正後に「兼業の届出」が提出された方があるのか伺いますとのご質問でございますが。

令和2年度の地方公務員法の改正に伴い、若桜町においても新しく会計年度任用職員制度を導入しております。改正前は、地方公務員法第38条の「営利企業への従事等の制限」により、臨時職員の兼業については、一般職員同様、制限が設けられており、営利企業等の従事に関しては許可申請の上、地方公務員法及び職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関する規則に基づき、審査の上、許可を行ってまいりました。

しかし、現行法では、パートタイムの会計年度任用職員については勤務時間が限られており、短い時間のみ公務に従事する場合があります。また、これらの職員の生計の安定、多様な働く機会の確保のためにも、柔軟な対応が必要であることなどから、一律には制限しないこととされており、営利企業等への従事などの制限の対象外となっております。

しかしながら、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用されるため、職務の公平さを確保するなどの観点から、若桜町会計年度任用職員の任命等に関する規程に

基づき、「営利企業等従事届」の提出を求めることとしております。

兼業に伴う届出については、令和2年度は9名の職員から、令和3年度は7名の職員から営利企業等従事届が提出されています。いずれも所属長が職務専念義務に支障を来すことがないことを確認をしてから届出がされております。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

しっかりと、こう出されておるということが確認されました。兼業をなされる内容、一応先ほど言われました「職務専念義務」に反しないものというところがあったわけでございますけれども、私この質問っていうのはいい加減な気持ちでしているわけじゃなくて、町民からの苦情とか、中には相談とかのある中で、若桜町に雇用されている立場のある職員、当初は若桜町の職員として接触し、町民やその関係者が若桜町の仕事だから協力しよう、若桜町のためだから協力しようと思っていたら、いつの間にか本来の若桜町の話ではなく、兼業としての仕事に変わっておったとそういうような案件を聞いて、そしてトラブルになるなどの事例を幾つも聞きました。

さらには、職員として仕事に兼業の仕事をされている方もおると聞いていますし、このような行為っていうのは、若桜町の信頼を失墜させる行為であるんじゃないかなと、こういうことは見逃しちゃいけないんじゃないかなと、そういう思いを持ちまして今日の一般質問に臨んでおります。

そういったことを踏まえながら、最後の質問をさせていただきます。兼業の届出をされている職員に対し、職務上知り得た情報等に係る守秘義務などについて、どのような指導をされているのかお伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

兼業の届出をされている職員に対し、職務上知り得た情報等に係る守秘義務などについて、どのような指導をされているのか伺いますとのご質問でございますが。

会計年度任用職員の任用に伴い、全ての職員に「宣誓書」の提出を求めています。宣誓する行為は、公務関係に入ることを受託したことにより、当然に生じるものであり、地公法第31条に基づき、「若桜町職員のサービスの宣誓に関する条例」及び「若桜町会計年度任用職員の任命等に関する規程」の定めにより、提出が義務づけられております。

宣誓書には、日本国憲法の尊重等のほか、公務に対する責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を執行する旨の記載があり、当然に地公法第34条に定める、秘密を守る義務も含まれております。

職員は、在職中はもちろんのこと、退職後においても同様に、守秘義務が課せられております。職場内においても、会計年度任用職員を含め、全ての職員が職務上知り得た秘密については、個人的公的問わず全て漏らしてはならないものであり、各所属長の管理指導の下、一人ひとりが自覚を持ち公務を遂行しております。

お尋ねでございました「どのような指導をしているのか」という点については、兼業の届出時に限らず、採用時及び採用後も必要に応じ、各所属長などによる個別の指導対応を行っているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

各方々に宣誓書を提出なされておると、でも、これって考えたときに、やっぱり服務、先ほど私がお前の質問で説明させていただいたトラブルの話なんかをこう考えますと、実際に服務規程に係るようなところがあるんじゃないかと思ったりするところがあるんです。

結局、若桜町の職員として町民に関わる、町民の周囲の方に関わる、そういった中でいつの間にやら若桜町の仕事でないところ、そういった業務にいつの間にやら変わっている。これって何かおかしいことになってないでしょうかと思って、こういう質問をさせていただきました。

実際、ある県教育委員会の制度概要の服務や懲戒の欄に、地方公務員法上の服務規程が適用されかつ懲戒免職等の対象として、「兼業先の業務が信用失墜行為に当たる恐れがある場合」、「兼業先の業務が公務の公正な遂行を害する恐れがある場合」、「兼業先の業務が職務の遂行に支障を来す恐れがある場合」など掲げられておりました。

先ほど言わせていただいたようなことを考えていきますと、対象になる項目もあるんじゃないかなと私なりには考えるわけでございます。そういったところを踏まえながら、調査はしていただけないでしょうか、お尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

調査の意味がよく分かりませんが、うわさであったり、確証がないものに対して人を疑うという行為をする必要は私は全くないと、訴訟があれば、当然それなりの対応をするのが行政であるというふうに思っております。

調査っていうのは、何の調査なのか明確なものがあるのであれば、また教えていただき

たいというふうに思います。

午前11時15分 再開

議長（川上守）

梶原明議員。

議員（梶原明）

分かりました。明確なものであれば調査をなされるというところでありました。

最後になります。ちょっと残念なことがあります。実際、ほんとにあったかどうかというところをさらに、それじゃあしていきたいなとは思っております。

最後に、既に町民の人数は3,000人を割ります。先の質問の中でも述べさせていただきましたけども、これからの若桜町にとってはIJターンも大切ですが、定住しやすいUターン者の受入れや、進学で町の外に出ている若者が町に戻りやすい環境、また、在住の町民が町外へ転出しない方向性の事業に重きを考え、しっかりとした事業を展開することが重要だと考えております。そういったところを、今日も一般質問の中で返答いただきました。少し今後また注視させていただきたいなと思います。

先ほどの、調査の関係でございますけれども、今後議員として、また、調査を進めていく中で、ある面考えておりますのは、地方自治法第100条第1項に規定された「選挙人、その他の関係人の出頭並び証言並びに記録の提出を請求することができる」100条調査権の行使もいとわない、そういうところも考えながら、今後また調査、議員活動をさせていただきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（川上守）

暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

議長（川上守）

休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を許します。6番、前任孝行議員。

議員（前任孝行）

皆さんこんにちは。6番、前任孝行です。コロナ禍で様々なイベントが延期・中止される中、7月24、25日に開催されたソロキャンプに親子で参加しました。昨年度から企画されていて持ち越しになっていた事業で、県内のコロナ感染者数も増えてきてはいたんですけど、感染対策をしっかりとりの開催でした。

旧池田小学校の体育館でソーシャルディスタンスを取りながら段ボールで自分たちのテントを作成し、それぞれのこだわりを形にしながら窓をつけたり表札を作ったりと個性豊かなテントが並びました。

夕食は空き缶で簡易の炉を作り、空き缶で飯盒も作って米を炊きました。なかなか火の加減が難しく、硬い米をいただきました。これも子どもたちにとってはとても良い経験だったんじゃないかなというふうに思います。

夜はかなり冷え込んで、テントを作らなかつた私はジャンパーや長袖にくるまって寒さをしのぎましたが、段ボールテントは暖かくて普通に寝られたということでした。

朝は牛乳パックでホットドックを焼いてとてもおいしく仕上がりました。

最後に、花の木プールで思いっきり遊んで帰りました。コロナ禍で制限されることの多いイベントですが、思い出に残る行事になったと思います。こうして若桜町だからこそできる取組を一つ一つ大事にしていけたらいいなというふうに考えております。

それでは、通告させていただいています2点について、順に質問させていただきます。

まずは、「貸店舗（コンビニエンスストア）整備事業について」です。

6月定例会で当事業の住民意向アンケート実施の予算35万8千円が認められました。また、7月14日の施設整備調査特別委員会では、1つ目として、6月の説明会の資料や会議録を町のホームページに掲載し、説明会の概要を広報わかさに折り込むこと。2つ目として、商業の未来を考える会（仮称）を設置するという説明を聞きました。現時点での全体の事業スケジュールをどう考えているのかお尋ねします。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

現時点での全体の事業スケジュールはどのご質問でございますが。

6月6日に開催いたしましたコンビニ誘致事業説明会の記録につきましては、広報わかさ8月号に概要チラシを折り込みさせていただきました。また、町ホームページに当日お配りした資料、私の挨拶記録、意見交換会の発言録を掲載させていただいているところでございます。

また、6月定例会で住民意向アンケートに関する補正予算をご承認いただきました。説明会でのご意見を受けまして、本議会に商業の未来を考える会の補正予算を提出させていただいております。

7月14日の施設整備調査特別委員会での説明と重複いたしますが、コンビニ誘致事業の是非を問う住民意向アンケートを行う前に、その判断材料とするために必要となる2つの調査の実施を考えているところでございます。

1つはコンビニ誘致が地域に与える影響のシミュレーション、もう1つはコンビニ経営の採算性調査でございます。それらの過程を

公正公平に行うため「商業の未来を考える会」を設置し、住民参画を得て透明性を持った事業推進を図る考えでございます。

住民意向アンケートの実施と結果の公表までを今年度中に行いたいと考えておりますが、調査やアンケートの進め方、手法につきましては「商業の未来を考える会」にご参画いただく委員の皆様のご意見を聞きながら、進める必要がございます。

全体のスケジュールにつきましては、その考える会の進捗により状況が異なりますので、現段階で具体的なスケジュールをお示しすることはできません。

しかしながら、私の任期は2月まででございますので、その任期中に最終的なめどはきちっと立てたいというふうに思っておるところでございます。

また、「商業の未来を考える会」につきましては、コンビニだけのことを考えるのではなく、コンビニあるなしだけではなく、若桜町のこの商店街、商業を考える、それも併せて一緒にやらないと、結局いいものにならないと私は思っておりますので、それにつきましてもご理解いただきたいと思います。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

追質問でしようと思っていたこと、まず、アンケートの時期はもう今年度中にはやりたいということですね、また、ほんとは当初の計画からしたら、かなり遅れているのではないかなということで、どれくらい遅れているのか聞こうと思っていたんですけど、もう、逆に町長の任期は2月ですので、それまでに、めどを立てるということでありました。

では、次の質問に移りたいというふうに思います。説明会の資料と会議録の公開を受けて、町民の反響はどうだったのか、また、そ

れに対して町長はどう感じておられるのかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

町民の皆様への反響とそれに対する所感はとのご質問でございますが。

説明会記録等の公開後、公式に町に対してのご意見を全くいただいております。既に住民アンケートを実施することを公表し、さらに「商業の未来を考える会」を設置し、コンビニ誘致事業が地域に与える影響のシミュレーション、採算性調査の検討を行うことも公表させていただいておりますので、当初のスケジュールを見直した上で、町の進め方に一定のご理解をいただいているものというふうに思っております。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

公開後はなかったということでもありますけど、公開の前には元役職のある方が町長室に行ってくるというふうに言われているというのを町民から聞いて、またいろんな意見を聞かれているのかなと思ったりもするんですけど、私自身も元役職にあった方が田んぼで会って、結構つかまって話をしたりもするんですけど、いろんな意見をいただいております。

では次に行きます。（３）「商業の未来を考える会（仮称）」は8月中には設置したいと説明がありましたが、このたびの常任委員会ではまだのようです。常任委員会で説明を受けた事項もありますけど、通告しておりますのでそのまま尋ねます。

その会の開催スケジュール、委員の選任方法、基準等、町の方針と進捗状況をお尋ねい

たします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

「商業の未来を考える会」の開催スケジュール、委員の選任方法、基準等、町の方針と進捗状況は、とのご質問でございますが。

まず、大変予定より遅れております。これについては大変申し訳ないというふうに思っております。「商業の未来を考える会」の設置については、7月14日の特別委員会において、設置目的や委員選任の考え方等について説明をさせていただき、議員の皆様からご意見をいただいたところでございます。

再度の説明にはなりますが、様々な立場の方々へ参画していただきたいと考えており、宿内、若桜地区、池田地区等のお住いの地域や性別、商業者から消費者というバランスを考え、年代も20代から50代、また60代以上の各年代の方3名ずつ合わせて15名、それで、オブザーバーとして鳥取環境大学の倉持准教授や商工会の方などを含めながら約17名程度で構成していきたいというふうに思っております。

その施設整備調査特別委員会では、10代の声も拾えるようにというご意見をいただきました。しかし、夜間の会議というようなこともございますので、委員として選任するのではなくて、必要に応じて未来を考える会の中で10代の声を聞く場を設けていきたいというふうに思っております。

現在、慎重に人選を行い始めたところでございます。ほんとに当初の予定していたスケジュールより遅れがほんとに生じており申し訳ないと思っております。

8月中に設置と言っておりますが、本議会にも委員報酬等々の補正予算を提出させていただいており、本格的な会の始動は補正予

算議決後になろうかというふうに思っておるところでございます。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

それで先ほどの質問のところにも関わってくるんですけど、この会をやっばりもうゴール、ゴールというか、尻は決まっているのでこの会の開催の、何だろう、回数っていうか、頻度というかというのはすごい綿密っていうか、もう毎月とかじゃなくて月に2回とか、週に1回とかっていうふうになってくるかなと思ったりもするんですけど、その辺りのことが決まっておりましたらお願いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

回数等につきましてはまだ具体的には決めておりませんが、その言われるように圧縮した形での開催になってくるのではないかなというふうに思っております。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

それと、まず、会の在り方ですけど、町の方針というのがあって、それでそれに対して各委員からの意見を聞く会なのか、もうその会に商業の未来のことを考えてもらって、その会から答申を受けるみたいな形の会なのか、そのどちらかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

持ち方について細かいことまでちょっと打合わせはできておりませんが、やはり当然、町の案というものは示す必要があるのではと思っております。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

そうです、やっぱり町の方針というのがね、ぐらぐらしておればなかなか決めかねると思いますので、そういうところをしっかりと説明していただいて、それでも意見を聞いて、柔軟に聞けるか聞けれんか分かりませんが、考えていただけたらなというふうに思います。

それで、先ほど町長が任期までにはめどを立てるというふうに言われましたけど、やはり決める時期っていうのもあると思うんですけど、それはいつ頃めどを立てるつもりかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

任期までにめどを立てたいと思います。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

任期までということですけど、そうなる選挙も入ってくるのかなというふうに思いますけど、いいです。

僕はここまでにします、この質問は。それで、6月の続きとなる質問となりましたけど、ほんとに注目されている町民もたくさんおられます。それで、ぜひ質問するというふうになんて言われて、引き続きの質問をさせていただ

ているところであります。

また、この事業については、引き続き特別委員会や常任委員会等で聞いていきたいと思っておりますし、また、その進捗状況がなかなか見えない場合は12月もお尋ねすることになるかもしれません。よろしくお願ひします。

では、2の「町有施設について」質問したいと思ひます。

決算審査の意見書4ページや7ページにも記載のあった事項と重なる部分が多くあることに心強さを感じておりますが、平成31年3月の一般質問の内容と類似してはいますが、町有施設として第2町民体育館、旧巻米分校、旧池田小学校などの使用頻度の少ない施設があります。これまでは、別の活用を唱えてきましたが、利用の少ない施設は、解体や売却の検討も必要ではないかと考えますが町長の所見を伺ひます。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

第2町民体育館、旧巻米分校、旧池田小学校などの利用の少ない施設は、解体や売却の検討も必要でないかと考えますが、所見を伺ひますとのご質問でございますが。

まず、各施設の利用状況についてお話させていただきますと思ひます。はじめに、第2町民体育館ですが、ご存知のとおり若桜小学校体育館として建築され、平成22年度に耐震補強工事を施工し、その後若桜小学校の廃校に伴い、学校施設から社会体育施設として現在使用をしております。

利用状況はスポーツ教室の開催、町内イベントやスポーツ大会での利用が主なもので、平成30年度は901人、令和元年度は1,659人、令和2年度は338人の方に利用していただいております。今年度は新型コロナワクチンの集団接種会場としてずっと使用

しております。

次に、旧巻米分校ですが、少子化に伴い平成21年度から休校してはいたしましたが、平成30年12月に廃校とさせていただき、現在は、主に選挙の投票所、災害時の巻米の集落の皆さんの避難所として利用をしております。

その後の一般質問におきまして施設の利用・活用方法についてご質問をいただき、地元の方とともに活用方法を検討させていただきたいと答弁をさせていただいております。

最後に、旧池田小学校ですが、校舎につきましては平成25年8月1日から令和5年3月31日まで、岡山県真庭市に本社を置くアロイ工業株式会社と賃貸借契約を締結しております。

使用状況としましては、照明装置等の製造及び人材研修や研究開発施設として貸付けてはありますが、リチウム電池事業の業績不振により、現在は主に在庫の保管・管理場所として使用していると伺っております。

また、隣接する体育館につきましては、令和元年度に雨天時や冬季期間でも利用できるように人工芝を整備し、地域住民の皆様の交流の場として活用させていただいております。

これらの施設につきましては、いずれも災害時の避難所として活用しているところでございます。

ご質問の、利用の少ない施設は解体や売却の検討も必要でないかとのことについてでございますが、町といたしましても、多くの施設の老朽化が進んでおり、今後整理していく必要があるというふうには考えております。

施設を運営しますと、当然ながら維持管理費が発生します。施設の利用料により、その全てを賄えるものではなく、維持管理費の大部分を公費で負担しているのが実情でございます。利用頻度の少ない施設の在り方を検討していく必要は当然あるというふうに思っております。

しかし、今、実際に施設を利用されている方々がおられることも事実でございます。今後の施設の在り方につきましても、継続運営、解体や売却又は転用も一つの選択肢になるかと思いますが、「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、十分に協議を行いながら今後検討してまいりたいというふうに思います。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

先ほどの町長の答弁の中でもありまして、活用のほうずっとこれまでも訴えてきて地元の方との協議をしてっていうことを答弁いただいておりますけど、どうも協議をされているかどうかというのが見受けられないってことで、今回こういった質問をさせていただいている部分もあります。

具体的に、春米分校について地元と何回ぐらい協議されたのかというのがありましたらお願いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

春米の集落の皆さんとどういう形で使おうかという案を出し合って話をしましょうということになっておるんですけども、現在はその話合いができておりませんので、これについては、やはりやっていく必要があるなというのは十分理解しておりますので、進めていきたいと思っております。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

ほんとそのほかの施設も確かに利用され、

少なからず利用されている方があるので、そういった方々ともいろいろ協議していかんといけんのかなというふうに思ったりもします。必要だけあるっていうのはあるかもしれませんが、やっぱりほかにも施設はあるわけで、上手にやればできるのかなというふうに思いますので、今後、そういったことも協議していただけたらなというふうに思います。

では、（２）に行きます。また、建設から数十年経過した旧県営住宅などの施設もあります。維持管理費も考慮しながら払下げも検討されてはとありますが、町長の所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

旧県営住宅などの施設の維持管理費も考慮しながら払下げも検討されてはどうですかというご質問でございますが。

本町では、公営住宅法などに基づいて建築された住宅が浅井に２４棟、西町に３棟、高野に１６棟ございます。また、町独自の施策で建築された新若葉町営住宅が４棟、赤松団地住宅が２棟、若者向け住宅が４棟ございまして、公営住宅と合わせて５３棟の町営住宅を管理しております。

そのうち、県からの払下げにより町が管理しております住宅は、若葉団地の木造住宅が７棟ございますが、この住宅は昭和５７年度と５８年度に建てられたもので、公営住宅法施行令で定められております３０年の耐用年限を超えております。

また、町が整備いたしました同じ若葉団地のW１号からW４号の住宅も５７年度に建てられたもので同様のことが言えます。

そのような中で、過去５年間の町営住宅全体の修繕経費は少ない年で約１６０万円、多い年で約２８６万円となっており、さらに県

からの払下げ住宅に限りますと、少ない年で7万、多い年で94万円となっております。

修繕経費は年々増加傾向にありますし、経年劣化による修繕箇所も今後増えるということは予想されます。前任議員が言われますように、行政改革を進めて行う上で、住宅の払下げにつきましては検討すべき案件であるというふうには考えております。

まずは、町の資産活用の話でございますので、払下げ、解体、様々な活用方法を行政改革推進委員会の議題に上げて審議していただき、委員さんの答申も踏まえ、方向性を示していきたいというふうに思っておるところでございます。

ただ、ご存じのとおり、県営住宅は1戸建てでございませぬ。2世帯住宅になっておりますので、その払下げをする際に、その所有をどういうふうに切り分けてやっていくのかって部分の協議が、十分に必要であるというふうに思いますので、その部分がクリア、まず、できるのかという部分も併せて協議をしていきたいと思っております。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

検討してくださるということで、その行政改革推進委員のほうでも議題に上げてくださりそうなので、進むんかなっていうふうに思ったりします。

旧県営住宅のほう、2戸1のものもありますし、1戸ずつのやつも2軒ありますので、そういったところはやりやすいんかもしれませぬし、所有者の方がいるって言われるかどうかはちょっと分かりませぬけど、今後そういう方向性っていうのも見出していただけたらというふうに思います。

では、次の質問に移ります。冒頭の挨拶のほうでも申し上げましたが、先日、旧池田小

学校の体育館を泊りがけで利用させていただきました。二日目はトイレ、蛇口の水が出なくなりました。そうなるとう当然、対策をしなければなりません。それには経費がかかります。

それで、新しい施設を造るときは利用目的等入念な計画を立てて事業を進められますが、耐用年数の経過や時代の変化に伴い、利用目的の変更等が必要となっております。

北海道の厚岸町などでは、完成年度や耐用年数、年間のランニングコスト等をまとめた「町有施設等総合管理計画」を策定されています。

当町においても、財政負担の軽減・平準化のために施設等の状況を把握し、公表することが大切と考えますが、町長の所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

当町においても、財政負担の軽減・平準化のために施設等の状況を把握し、公表することが大切と考えますが、所見を伺いますとのご質問でございますが。

本町の令和元年度末における町有財産のうち、建物に関わる有形固定資産原価償却率は65.4%と非常に高い水準にあり、多くの施設で老朽化が進んでおります。また、今後さらに人口減少や少子・高齢化の進行による財政状況の悪化や施設の利用需要の変化が予想されます。

先ほどの質問に対する答弁でも触れましたが、本町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた「若桜町公共施設等総合管理計画」を平成28年度に策定しております。

また、昨年度、国のインフラ長寿命化計画を基に、公共施設の点検を実施し、各施設の

劣化状況や維持管理経費等を取りまとめた「施設カルテ」を作成した上で評価を行い、施設ごとに今後の利用方針等を定めた「若桜町公共施設個別施設計画を」策定したところでございます。これらの計画につきましても、いずれも町のホームページのほうで公開をさせていただいております。

本年6月の一般質問でも答弁をしておりますが、限られた財源の中で、町民の皆様のニーズに対応した公共サービスを今後も継続して提供していくためには、私も前住議員の考えと同じく、財政負担の軽減・平準化が必要であるというふうに感じております。

平成28年度策定の「公共施設等総合管理計画」については、本年度改訂することとしており、昨年度策定した「個別施設計画」を反映させ、今後の維持管理や更新に係る経費を算出し、さらには今後の財政シミュレーションを盛り込むなど、財政負担の軽減・平準化するための計画にしていきたいというふうに考えております。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

似たようなものがあるということをはじめて知りました。多分、会名というか、検索のあれが、ちょっと検索した文字が違ったから、多分検索にひっかからなかったんかもしれないけど、そういったことを公表していくことは大事だなというふうに思いますので、また個別の施設計画というものもあるということですので、そういったところも公表されとるということですので、僕らもまた見ていきたいというふうに思いますけど、こういったことが僕の注意不足だと思うんですけど、あるということを知りませんでしたので、また、こんなホームページに上げとるというのも教えていただけたらなというふうに思

います。

そうやって「見える化」をしていくことで、また何か動きも出てくるのかなというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

では、コロナ、コロナということではできなかったということが多くありますけど、そのことは、感染拡大防止のため致し方ないことかもしれません。しかし、こんな状況だからこそ、すべきことというのものもあるんじゃないかなというふうに思っております。

様々な事業の見直しや廃止、次年度に向けての協議というのをしっかりしてもらえる時間ではないかなというふうに思ったりもしております。

どうもこれは、なかなかコロナは収まりそうもないので、ウィズコロナ社会というのに向けてしっかりと準備していただくことを祈念いたしまして、以上で質問を終わります。

議長（川上守）

これで一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

午前11時49分 散会